

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 7 号
2 0 1 7 年 9 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

2017年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。また、多くの組合員が出向先で奮闘しているが、各々の出向会社においても改善すべき多くの課題が発生している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所、名古屋車両所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことはしかたないが、当事者でない限り時系列報告書の強要はやめること。
- (2) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。
- (3) 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は直ちに復帰させること。
- (4) 見習い者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員とすること。
- (5) 管理者による労働監視をやめること。

2. 設備・環境について

- (1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰め所に置き社員が飲めるようにすること。

3. 勤務について

- (1) 職務に服するための着替え時間を労働時間内に含めること。
- (2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。
- (3) 勤務時間外のQC活動・勉強会を超勤扱いとすること。
- (4) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。
- (5) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。
- (6) 強制される個人業研をやめること。

4. 通勤について

- (1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。
- (2) 自動車等による通勤を希望している社員には直ちに駐車許可証を発行し、自動車通勤を認めること。特に交番検査車両所の社員の通勤が不便になり広く社員から反対の声が挙がっている。10月以降も希望する社員に対しては基地内の駐車場を貸与すること。
- (3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。
- (4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、17時35分発か17時40分発を増設すること。
- (5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。
- (6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し、以前の通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。
- (7) 通勤時の背広強要をやめること。

5. 福利・厚生について

- (1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。
- (2) 鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また食堂前の休憩所を拡大すること。食堂内にもTVを設置すること。

6. 庁舎環境について

- (1) 事務所棟6階の風呂は、現在、清掃のため12時から15時40分まで使用できないが、清掃終了後、すぐに使用（シャワー等）できるようにすること。
- (2) 6階男性用トイレを増設すること。
- (3) 混雑解消と健康面からも庁舎階段を使用可とすること。
- (4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の非難箇所を明らかにすること。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 労働時間について

- (1) 現在、台交作業の受け取り検査をや1の社員が担当しているが、や1の社員の休憩時間は、17時30分から18時15分の45分間であり、休憩時間終了後直ぐに、受け取り検査に取り掛かるために休憩時間に作業着（ツナギ）に着替えなくてはならない。受け取り検査のある日だけでも休憩時間を変更すること。（例えば17時25分から18時10分まで。または、受け取り検査終了後から45分間）

2. 検修員詰所・更衣室・ワーキングルーム・臨修庫・研削庫について

- (1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。
- (2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。

- (3) 待機室兼食堂に流し台を設置されたい。また、消臭のための換気扇を設置すること。
- (4) 待機室兼食堂の電気ポット・電子レンジ等を同時に使用しても良いように消費電力容量を増やすこと。
- (5) 待機室兼食堂に製氷機と臨修庫で作業をする場合の水分補給のためのお茶を作るためにIHクッキングヒーターを設置すること。
- (6) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置されたい。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため換気扇を設置すること。
- (7) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- (8) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。。
- (9) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除されたい。また、及び糞害を防止すること。
- (10) 事務所棟1Fの工具室のロッカー等を整理し、使いやすくすること。

3. その他について

- (1) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。
- (2) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプ（ミニバン）のものにすること。
- (3) 仕業庫サービスデスクの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。
- (4) 修繕担当者用と操縦担当者用の自転車を増備されたい。
- (5) 構内操縦担当者用のチェック簿のバインダーを個人貸与とすること。
- (6) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。
- (7) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。
- (8) 現在、作業服（ツナギ服）と手袋の洗濯はサービックに委託しているが、サービックの洗濯場が休みの日は、作業服（ツナギ服）と手袋の洗濯をしてもらえない。そのため、作業着（ツナギ服）が品薄となり不便である。作業着（ツナギ服）を増配備されたい。また、夏用の作業着（ツナギ服）を貸与すること。
- (9) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。
- (10) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に更新し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

- (1) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。ピット内の清掃だけでなく、根本的な改修工事をする事。
- (2) 仕業庫天上照明や仕業線の各ピット内蛍光灯劣化が数十カ所ある。管理者にも申

し出ているが、2ヶ月以上たっても一向に修繕する気配もない現状であり、労災防止のためにも早急に修繕すること。また、修繕計画を明らかにすると共に、遅れる原因を明らかにすること。

- (3) 5月22日、大阪仕業検査車両所内の仕業庫1, 2番線間サービスデッキ上で隆起部分につまづいて転倒するという労災が発生した。しかし、作業でよくこのサービスデッキを自転車等で行き来する現場社員には労災発生やサービスデッキが隆起していることなど、会社は一言も明らかにしていない。「労災情報8号」で「*隆起したのは、デッキひび割れを仮修繕した補修材であった。」(冬季に修繕したため、外気温の上昇による構造物の伸縮の影響を受け隆起したと推定)」と書かれてあり、初めてこの事象を現場社員は知った状態であった。よって、ここ以外の危険場所の有無を明らかにするとともに「隆起したのは、デッキひび割れを仮修繕した補修材であった。」と推定するなら、この修繕方法の正すとともに、いつ仮修繕から本格的な修繕をするのか明らかにすること。
- (4) 仕業庫0番線の床下点検を行う際に使用する検修車が新たに設置された。当初から使用にあたり、不便な箇所があり、現場詰所には「庫0番線 検修車改善要望記入表」が掲示してある。すでに「ライトの位置が不便」「電源が遠い」「ピットに水がたまっている」「定位置にある位置決め用の黄色い銘板が尖っていて危ない」「15号車No.2台車下部に段差あり」「コンセントの位置が悪い(乗降位置の外側)」等が書かれている。すぐに改修すると共に、今後検修車の新設にあたり、十分に現場社員の意見を尊重すること。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 現在B通路に2両ごとに設置している扇風機を1両ごとに配備すること。
- (2) 交検庫のB通路に設置している冷暖房のダクトをサービスデッキ毎に設置すること。
- (3) 以前のように「ユニット・ブロック」毎に「記録室」を置くのではなく、庫の中心付近の「ワンフロアの現場詰所」となったため両端の作業個所に行くには時間がかかる。1ユニットと4ユニットのB担・C担用に自転車を増配備すること。
- (4) 「現場検修員詰所」の2ブロック担当者の机付近に「簡易流し台」を設置すること。
- (5) 「現場検修員詰所」の布張りのイスを全てビニール張りの新しいものに交換すること。
- (6) 「新更衣室」使用後は、「現場検修員詰所」で洗濯機での制服の洗濯は禁止されている。夏期に於いては夏用開襟シャツ等の「現場検修員詰所」での洗濯を認めること。
- (7) 「現場検修員詰所」には洗濯機が2台しかないので、洗濯機を増設すること。
- (8) 「夏用開襟シャツ」を希望する社員には、貸与枚数以外に追加で貸与すること。
- (9) 「新更衣室」内に手洗い場を設置すること。

2. 業務関係について

- (1) 庁舎から現場作業場所への移動時間(午後作業のかかり)」を勤務時間とすること。
- (2) 朝の点呼で伝達する「当日の作業指示券等の内容確認」と「チェックシート等の準備」のために「作業準備時間」を設けること。交検1本の施工時間を140分から145分にすること。

- (3) 年間17日の運用調整日を丸1日教育とせず、A交のみ教育とかE交のみ教育とかというように「弾力的な運用調整」とすること。
- (4) 特修班の要員を増員すること。
- (5) 2007年から「データ取り」ということで10年以上に渡って行っている「連換隙間調整」については「65mm固定」とすること。
- (6) 現在「側引戸引通しテスト」において安全帯を着用しているがデッキ中央部の作業であり安全上問題はない。「安全帯は不要」とすること。
- (7) 庁舎2階にある「組合掲示板」を庁舎3階の食堂前通路に移設すること。
- (8) X・G編成で毎交車掌SWの検査を行っているが2交検に一回の検査にすること。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

- (1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。
- (2) 車両係をB担務につかす根拠を総合的判断とせず、本人の同意を前提に担務につかすようにすること。また技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。
- (3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。
- (4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、作業を急いで切り上げる必要があり、また台検工程表からも無理な状況なのでやめること。行程白紙日で行うこと。
- (5) 各職場に事務担当と事務処理用パソコンを設置すること。

2. 防暑・防寒対策について

- (1) 現場に浄水機能付き冷水器の増設すること。
- (2) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化を図ること。
- (3) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

3. 安全・労働条件について

- (1) 台車内の雨漏りはいまだ解消されないままである。対策を早急に実施すること。
- (2) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。
- (3) 月三回の総点呼をやめること。
- (4) 昼のKYT活動をやめること。
- (5) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。
- (6) 活発な輪軸・台車グループの交流を図ること。
- (7) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。
- (8) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。
- (9) 石油ストーブ撤去に伴い、暖房能力が低下したので、暖房機を増設すること。
- (10) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。
- (11) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。
- (12) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。
- (13) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。
- (14) 社員の健康管理のため、資材庫、新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等ができるよう改修すること。

(15) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

1. 暑さ（熱中症）対策、寒さ対策等について

- ①毎年、夏期になると職場では問題となるが、今年も7月、8月猛暑の日々が連日続いていまる。名古屋車両所の検修庫の温度が庫出入り口付近では36℃であったとしても、庫中央付近になると45℃、湿度85%と上昇している。関連会社（CMC）は、庫内サービスデッキに、ミスト式扇風機、コンパクトクーラーを数台購入して使用しているが、社員や関連社員の健康をどのようにJR東海会社は、考えているのかを明らかにすること。
- ②昨年同様に社員の健康等を考えて、現場に無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機が用意されているという現業職場もある。名両所へも無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）を出勤の際一本支給すること、また社員数に関係なく、関連会社や乗務員も使用できる飲料機を詰所や庫内に設置すること。
- ③庫内の温度を下げる為の冷房設備を設置すること。冷房設備でなくても庫内の温度・湿度を下げるようにすること。
- ④気分が悪くなったと申告した社員に対して、会社の責任に於いて作業中ならびに何時であっても速やかに、医療機関に連れて行くなど対処すること。
- ⑤会社の責任に於いて、当日の出勤の健康チェックを行うこと。
- ⑥熱中飢等では無く、社員の健康を考えた暑さ・寒さ対策に力を入れること。
- ⑦冬期は名古屋車両所の現場の詰所は、底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないため電気ストーブ3台で対応している。強力な暖房設備及び床面の暖房に設備更新すること。電気ストーブの数を増設してほしい。

2. 通勤手当等について

マイカー通勤者はガソリン価格の急激な変動により、自己の負担額が増えている。マイカー通勤手当の通勤距離を細分化し、現実に見合った通勤手当額に全般的に見直すこと。（現在の手当はレギュラーガソリンが1リットル約80円台のものであるが、地域によっては誤差はある、）現実に見合った通勤手当に見直すこと。

3. 出勤遅延等について

関西支社内で出勤遅延が発生すると、出勤点呼時において、「関西支社内の出勤遅延は〇件目であり、....」と報告し、対策として、①今年度も、3日、13日、23日を 制定して「目覚まし時計を同時刻セットヨシ!」「複数セットヨシ!」「手の届かないところへのセットヨシ!」点呼で唱和している。②出勤確認の点呼表札掲示を活用して出勤時に札を（赤から白）返す、その日の勤務時間中に次勤務の日の担務に（赤）にする、そして、終了点呼時に氏名された社員が出勤遅延防止3原則の①、②、③の内1項目を唱和している。社員各自が必要と思う数の目覚まし時計を貸与又は支給すること。

4. 庁舎の耐震化工事について

- ①現在、名古屋車両所庁舎の耐震工事が終了しましたが（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）詳細を案内図を作成し庁舎の入り口付近に掲載し社員全員や来客等に明確にすること。
- ②2015年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、数名増になり更衣室（ロッカー室）が許容範囲が狭くなり非常口が一方方向でないと利用できない、安全面から改善すること。
- ③名所庁舎内の水道（便所手洗い、各洗面所）水は、特に夏期は大変にカビ臭くて濁って飲料水やカビの臭いが手に残って手洗いに適さない。帯泊乗務員等が、安心して飲めるように改善すること。

5. 現場（庫内）設備について

- ①これまで、分会として管理者に改善するように要求しているが、名古屋車両所の庫内1・2・3番線のサービスデッキ下は一部LED化はされているが、特に庫1番・3番やパンタ点検通路及びパン点検通路の下の蛍光灯の劣化及び故障による不点灯が多数あり、床下点検作業時暗くて点検しづらい面や安全上から問題と考える。作業の合間に蛍光灯の取り替えを直営で行っている。すでに経年劣化の傾向にある蛍光灯がある。庫内全箇所をLED化にする等の改善を図ること。
- ②耐震工事終了に伴い出退点呼が庁舎の2Fに点呼場変更になりました。
周知として「出勤前の体操は点呼場と廊下その周辺で行ってください。」健康を留意するのであれば、狭くて体操するときなど手が天井に当たりそうになる、人と人がぶつかり合う場合も発生している、広い場所で時間内に行うようにすること。
- ③庁舎と同様の名古屋車両所開業以来35年以上が経過し、検修庫の老朽化に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のため真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天井排気ファン付近）が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化により、パン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し、管理者も確認している。いっこうに改修工事がされない。
- ④現在、名古屋車両所庁舎1階の食堂は平日の昼間のみの営業となっている。現場社員をはじめ乗務員（駅弁を持参）や関連会社社員も多く出勤している。メニューに問題はあり利用者が少ないと思われるため充実したメニューで土・日・祝日も含めて、朝・昼・夜・深夜の営業をして欲しい。

6. 作業内容等について

- ①検修作業において、簡単で、単純な、化粧ビス1本、蛍光灯取り替え1本からチェックシートに記入させているが、本来作業よりもチェックシートを記入するための作業となっている。そのような作業には必要ない。チェックシートの記入はそんなに必要なものか見解を示すこと。
また、何の説明も無く突然にチェックシートの内容が変更されたり、記入が多すぎて作業に支障をきたし問題である。社員の声を聞き簡素化すること。また、なぜ多く複雑にしたのか見解を示すこと。
- ②事故やミスなど個人への責任追及となっている。安全を第一に考慮する視点で、責任追及をやめて抜本的な原因究明と対策に改めること。

- ③ J R 西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、J R 西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながると考えるが、**会社の見解を示すこと。**
- ④ J R 西日本所属の車両の故障が発生し J R 西日本所属の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くあるが、何のための入庫か、**安全やサービスの低下であり、問題である。会社の見解を示すこと。**

7. 手当等について

年末・年始をはじめとして、民間会社では「お盆休み」がもうけられているが、私たちの鉄道会社には、お盆休暇なる制度がない。お盆輸送時期には、**年末・年始手当と同様な額のお盆手当を新設すること。**

名古屋車両所は、断路器扱いを誤動作防止のため同時に扱わないように安全対策を行っている。この断路器の操作者に対して、**断路器の扱い手当を新設すること。**

以上

1. 防暑・防寒対策について

- (1) 毎年、夏期になると職場では問題となるが、今年も7月、8月猛暑の日々が連日続いている。検修庫の温度が庫出入り口付近では36℃であったとしても、庫中央付近になると45℃、湿度85%（今夏の最高）と上昇している。庫内サービスデッキに、ミスト式扇風機、コンパクトクーラーを設置すること。
- (2) 現場に無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機が用意されているという現業職場もある。名両所へも無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）を出勤の際一本支給すること。また社員数に関係なく、関連会社や乗務員も使用できる飲料機を詰所や庫内に設置すること。
- (3) 庫内の温度を下げる為の冷房設備を設置すること。冷房設備でなくても庫内の温度・湿度を下げる対策を取ること。
- (4) 冬期、現場の詰所は底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」・「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターも併用している。冷・暖房設備及び床面の暖房の強化を図ること。

2. 安全・労働条件について

- (1) 現在、名古屋車両所庁舎の（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）案内図を作成し、庁舎の入り口付近に掲載し社員全員や来客等に明確にすること。
- (2) 2015年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、数名増になり更衣室（ロッカー室）が許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと利用できない、安全面から改善すること。
- (3) 庁舎内の水道水は、特に夏期は大変にカビ臭く濁って飲料水や手洗いに適さないため、水質の改善を図ること。
- (4) 耐震工事終了に伴い出退点呼が庁舎の2Fに点呼場及び体操場が変更になったが、体操する時にはあまりにも狭く。手が天井に当たりそうになり、人と人がぶつかり合う場合もある。広い場所に変更し、労働時間内で行うようにすること。
- (5) 検修庫の老朽化（35年以上経過）に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のため真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天

井排気ファン付近)が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化によりパン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し管理者も確認しているが、改修工事がされない理由を明らかにすること。

- (6) J R 西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、J R 西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。
- (7) J R 西日本所属の車両の故障が発生しJ R 西日本所属の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。何のための入庫か、安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。

VII. 各出向会社の職場改善要求

1. SEK (新幹線エンジニアリング (株)) に関する改善要求

- (1) 社員詰め所に就業規則を社員がすぐ見れるところに設置すること。
- (2) パートによって増作業が発生している。その場合は超勤作業とすること。
- (3) J R 社員の各パート配置は社員の意志を十分反映すること。
- (4) 保護具 (安全靴、手袋、マスク等々) の充実を図ること。
- (5) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (6) 汚れた作業着をサービック会社に洗濯依頼できるよう契約すること。
- (7) パートによって十分な要員配置を行っていないため、年休抑制が行われることがある。適正な要員配置を明らかにし改善を図ること。
- (8) J R の増作業に伴う増作業は、全て超過勤務扱いとすること。
- (9) 軸箱洗浄機の度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。
- (10) WN 洗浄機の洗浄不足及び度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。
- (11) 防毒マスク等、消耗品の貸与規制をやめること。
- (12) J R が行う調査等を、SEK 社員に行わせないようにすること。
- (13) 熱中症対策として、スポーツドリンクを配布すること。
- (14) 作業場をブース化し、冷暖房対策の充実を図ること。
- (15) 汚損手当を新設すること。
- (16) バイクの駐輪場を事務所棟側の敷地内に設置すること。
- (17) 自動車駐車場の路面の凸凹が、激しく雨水がたまり歩けない状態となっている早急に補修すること。
- (18) 2階詰所に洗濯機を増設すること。

2. (株) 関西新幹線サービックに関する改善要求

- (1) 本人の意志を無視した休日出勤をやめること。
- (2) 時短に伴う要員増を図ること。
- (3) 勤務時間終了間近の超勤は、管理者による本人への確認のうえ行うこと。
- (4) 猛暑手当を新設すること。(庫線の温度が、毎日40度を超している。繁忙期には、連続作業が続き、体力の消耗も激しい。夜勤勤務も同様である)
- (5) 労災防止、作業性の向上のためハコ作業は、車両加圧状態で行なうこと。
- (6) 作業着は、J R 社員と同様洗濯場にて洗濯できるようにすること。
- (7) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (8) 仕業線の猛暑対策を図ること。(特に、3番、4番線)

- (9) 作業者に対して、ドリンク（麦茶、スポーツドリンク等）の支給を図ること。
（熱中症対策で、詰め所にタブレットが用意されているが、評判はよくない）
- (10) ヘルメット用の汗取りパットを支給すること。（個人で購入しているのが現状）
- (11) 外板作業者への手当を支給すること。
- (12) 外板作業者のシャワー使用を許可すること。

以上